

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知並びに同条第十項の規定に基づき監査委員が添えた意見に対して、埼玉県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年三月五日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	田 中 龍 夫
埼玉県監査委員	大 山 忍

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	水環境課	平成 20 年 10 月 3 日 (第 2019 号)	<p>浄化槽検査監視指導事業では、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を進め、生活環境の保全を図っている。</p> <p>汚水のたれ流しを改善し流域の合併浄化槽等を適正に維持・管理していくことは、河川の浄化対策に極めて重要であり、浄化槽法に基づく法定検査の受検指導を強力に行うことが緊急の課題となっている。</p> <p>現在ある浄化槽台帳は、十分に実態が反映されていない。このため、19年度から実態把握に努めているところであるが、その基礎データは県内浄化槽の全数を網羅したものではない。</p> <p>また、19年度に実施した「よみがえれ！豊かな川づくり事業」で、河川浄化運動に取り組んだ元荒川上流、元荒川中流、不老川の3地域や水質汚濁が著しい藤右衛門川については、浄化槽の設置や管理状況の把握が極めて重要であり、悉皆で立入検査を行い確認すべきであった。</p> <p>県内浄化槽の設置や管理の状況を把握せず、十分な立入検査を行わないまま河川の浄化対策を進めてきたことに問題があった。</p>	<p>平成20年度に、浄化槽台帳整備を終了し、浄化槽全数を把握した。今後、台帳を法定検査の受検指導等に活用していく。</p> <p>また、水質汚濁の著しい10地域で、各120件の立入検査を実施した。</p> <p>平成21年度は、6月から水質汚濁の著しい地域で戸別訪問指導を行う「浄化槽法定検査受検等普及啓発事業」を実施している。平成21年12月末までに約75,000軒を訪問し指導を行った。</p> <p>これらの取組の結果、平成21年12月末現在の法定検査受検件数は、7条検査が前年比約60%増、11条検査が前年比約20%増となっている。</p> <p>また今後は、受検率のさらなる向上を図るための年次別計画を策定し、計画的に取組を進めることとした。</p>

教育局	小鹿野高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第2142号)	<p>時間割・カリキュラム作成支援システム用機器等賃貸借契約については、想定したリース期間（平成 16 年度～ 20 年度）が満了したため、21 年度については、1 年間を契約期間として再リース契約を締結した。</p> <p>当該契約に含まれていた定期保守について、業者が行っていなかったにもかかわらず、定期保守代を含めた賃貸借料を支払っていたことは不適切であった。</p>	<p>変更契約を行い、過払いした保守点検料 6 か月分（156,618 円）について、返納通知書により業者から平成 21 年 12 月 24 日に返納させた。</p> <p>毎月の検査確認の際に、契約内容の履行についてしっかりと確認をした上で賃貸借料を支払うこととした。</p>
-----	-------	-------------------------------	---	---

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
企画財政部	財政課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度に締結した地方債の発行主体としての埼玉県の格付等を取得する業務委託契約（787,500 円）については、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結の際、見積書を徴取していなかった。 2 前金払の事項を契約書に定めることなく、前金払をしていた。 3 委託業務完了後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。 	<p>法令規則に則り、事務処理の適正化を図った。</p> <p>平成 21 年度の契約については、埼玉県財務規則に定められた手続きにより、見積書を徴取し、前金払の事項を契約書に定め、業務委託契約を締結した。</p>
企画財政部	交通政策課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>つくばエクスプレス沿線で施行中の八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業地内の県有地において、平成 19 年 10 月から電柱 2 本、支線 1 本にかかる普通財産の貸付けを行っている。</p>	<p>平成 19 年度分までの差額（19 年度 1,279 円、20 年度 3,110 円）については、貸付先と協議し、直ちに請求手続きを行い、平成 21 年 8 月 31 日に納付された。</p> <p>普通財産の貸付料の算定に当たっては、用途によ</p>

			<p>21年1月に貸付額の算出誤りが判明し、21年度分から正しい金額に改めたが、19年度分までの差額（19年度1,279円、20年度3,110円）についても請求するべきであった。</p>	<p>り根拠規程が異なるため、十分な注意が必要であることを、課内全員に周知し、注意喚起を行った。</p>
総務部	職員健康支援課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年4月に別所沼会館冷暖房運転・警備・清掃業務委託契約（9,870千円）を締結した。当会館は20年11月から民間委託を予定していたことから、契約期間を20年4月から10月までの7か月間とし、19年度の契約額に12分の7を乗じた額を予定価格として設定した。価格調査や具体的な積算に基づき予定価格を定めるべきであった。</p> <p>また、契約締結後に20年10月を休館とすることとしたため、警備時間・冷暖房運転日数・清掃日数に変更が生じた。業務量の増減を算定したところ、金額の増減がなかったため変更契約を締結しなかった。業務内容に変更があったことから、変更契約を締結するべきであった。</p>	<p>今後は、予定価格について、価格調査や具体的な積算に基づき設定するよう徹底する。</p> <p>また、契約締結後の業務内容の変更については、変更契約を締結するよう徹底した。</p>
県民生活部	NPO活動推進課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年度のNPO情報ステーション運営事業委託契約（347千円）において、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託内容の詳細を示した仕様書が作成されていないため、業務内容が不明確な契約となっていた。 2 相手方から提出された業務完了報告書により、支出負担行為金額を減額したが、変更契約を締結しないまま委託料を支払っていた。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年度契約について、契約書第33条に基づき、委託内容の詳細を委託先と協議して定めた。 2 担当内で支出負担行為金額を減額する場合の手続を確認した。21年度契約において委託料を減額する場合には、変更契約を締結する。

県民生活 部	県政情報 センター	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	平成 20 年度に「特定非営利活動法人ガイドブック 埼玉県版」の印刷(623,700円)を発注した。 予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成す べきところ、作成していなかった。	再発防止のため、埼玉県財務規則の周知徹底を図っ たほか、適正な事務処理を行うため、予定価格調書が 作成されているかなどのチェック体制を強化した。
環境部	産業廃棄 物指導課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	廃棄物処理法は、措置命令が履行されない場合や、 命令するいとまがない場合などに、行政代執行法の特 例として、簡易迅速な手続きにより代執行を行うこと ができる旨を規定している。 寄居町に油スラッジが野積みされた事案では、平成 21年2月に措置命令を出したところ、行為者から資 力がなく履行できないとの意思表示があったため、家 族連帯して費用を弁済することを書面により誓約さ せ、行政代執行の方法を採らずに県が撤去を行った。 当事案では、行政代執行を行うことにより、撤去費 用について県自らの強制徴収権限を確保し、「捨て得は 許さない」という県の姿勢を示すべきであった。	不法に投棄されている産業廃棄物については、行為 者等に対し、厳しく撤去指導を行い、責任を追及する。 火災や崩落など危険性が高く、放置できないと判断 したものについては、行為者等に対して措置命令を発 出し、生活環境保全上の支障の除去を命ずる。 今後同様の事案については、廃棄物処理法に基づ く、行政代執行を行うことにより、撤去費用について 強制徴収権を確保する。 こうした対応により、「捨て得は許さない」という 県の姿勢を明確に示していく。
福祉部	子育て支 援課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	認定こども園整備促進事業については、平成 19 年 度の計画 5 か所、予算額 21,500 千円に対し、そ の実績は 1 か所、9,375 千円と計画を下回った。 このため、20 年度定期監査において、市町村や庁 内の関係部局との連携を強化し、制度の周知及び予算 の効果的な執行に努めるよう監査意見を提出した。 しかし、20 年度も計画 5 か所、予算額 21,500 千円に対し、実績は 1 か所、599 千円と、2 年続け て計画を下回った。	認定こども園については、幼稚園部分と保育所部分 における監査の重複や会計処理が複雑になるなど事 務の煩雑さの問題が指摘されており、全国的にも設置 が進んでいない状況にある。 このような状況の中、県内を 4 ブロックに分け、市 町村・幼稚園職員を対象とした認定こども園説明会を 計 4 回開催し、認定こども園に関する理解を深めてい る。 今後は幼稚園に対して個別に働きかけを行うなど、

			当該事業が進まない原因を分析し、必要な措置を講ずるべきである。	さらに認定こども園の設置促進を図る。
福祉部	障害者福祉推進課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	伊豆潮風館の管理運営に当たり、「伊豆潮風館指定管理者モニタリング実施要領」を定め、指定管理者の管理運営状況を確認することにしているが、次のとおり不適切な点があった。 1 四半期に 1 回現地モニタリングを行うべきところ、20 年度は実際に宿泊してモニタリングすることを理由に年 2 回のみの実施であった。 2 毎年度、重点実施事項を別に定め調査すべきところ、20 年度は定めていなかった。	効果的にモニタリングが実施できるよう実施要領を宿泊を伴うモニタリングを年 2 回、宿泊を伴わないモニタリングを年 2 回実施するよう見直した。 また、平成 21 年度については、モニタリングの重点実施事項を定め、指定管理者に通知し、平成 21 年 9 月に調査を実施した。
保健医療部	保健医療政策課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	平成 20 年度に一般医薬品の登録販売者試験実業務委託を一般競争入札により 15,645 千円で契約した。 埼玉県財務規則では、入札参加者及び契約の相手方が国又は地方公共団体との契約において一定の履行実績があるときは、入札保証金及び契約保証金を免除できるとされている。 入札に参加した 3 者が提出した履行実績は、主に財団法人や社会福祉法人との契約におけるものであった。免除要件を満たさない実績であり、入札保証金を納付させるべきであった。 また、落札者に対しても同様に契約保証金を免除したことは不適切であった。	再発防止のため、契約事務についてのチェックリスト等の作成、職員研修を行うなど事務の適正化を図った。

保健医療部	保健医療政策課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度の衛生免許ネットワーク用端末機器等の賃貸借契約(3,853千円)については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる必要事項が契約に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p>	平成 21 年度の新システムの契約については、直ちに誓約書の提出を確認した。再発防止に向けて職員研修を行うとともにチェック体制を強化し、事務の適正化を図った。
保健医療部	医療整備課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>医療機能情報及び薬局機能情報提供システムは、平成 20 年度に同一の業者と保守業務委託契約(4,221千円)及び運用業務委託契約(3,654千円)の2件を締結している。各々の契約について、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役割分担やサービス条件などを定めた業務仕様書に同一業務と誤解されるような記載があり、各々の業務内容が具体的に記載されていなかった。 2 業者から提出された2件の実績報告書は同一であった。また、仕様書に定めた業務内容が実績として記載されていないものがあった。 3 確認すべき業務内容が不明確な実績報告書により、履行確認の検査を行い委託料を支払っていた。 	平成 21 年度契約について仕様書の記載内容及び実績報告書の記載対象の見直しを行った。また仕様書に定めた業務が適正に行われていることを確認した。
保健医療部	健康づくり支援課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	平成 20 年度の下記 4 件の契約については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にか	契約案件ごとに、契約日、誓約書の提出日等を確認できる管理表を作成し、定期的にチェックする体制と

			<p>かる必要事項が契約に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり啓発事業委託契約（900千円） ・地域歯科保健医療従事者育成支援事業委託契約（1,100千円） ・8020運動推進事業（乳幼児歯科保健事業）委託契約（3,500千円） ・8020運動推進事業（成人歯科保健事業）委託契約（3,500千円） 	<p>した。</p> <p>平成21年度の委託事業16件については、すべて誓約書の提出を確認した。</p>
保健医療部	疾病対策課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年度に締結した特定疾患に係る各種帳票類の印刷契約（6件）については、いずれも同じ3者から見積書を徴取し随意契約により契約を締結したが、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 4件の印刷契約、総額1,403,818円については、見積書の收受日、見積業者（3者）、契約者及び納品日が同一であった。1件の発注として、競争入札をすべきであった。 2 別の印刷契約2件については、見積書の提出日、收受日がともに記載されていなかったが、契約者、納品日が同一であり、見積業者は上記1と同じ3者で 	<p>再発防止のため、まとめて発注できるよう早くから準備を行うとともに、見積書等に不備がないようチェック体制の強化を図った。</p>

			<p>あった。1件の発注にまとめるべきであった。</p> <p>3 上記6件については、見積合わせの際に徴取した見積書のすべてに日付が記入されてなかった。また、請求書に記入された履行確認日が、相手方から提出された納品書の納品日と異なっていた。</p>	
農林部	森づくり課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年度の第59回埼玉県植樹祭に際して、ツツジの苗木1,400本(613,200円)を購入した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>	<p>再発防止のため、契約事務の処理に当たっては予定価格調書の作成の要否などの手続きについて、担当者、決裁者がそれぞれよく確認するとともに、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な事務に努めるよう課内職員への周知・徹底を図った。</p> <p>また、出納員や総務担当が支出書類の整理を行う際に、内容の確認を徹底するようにした。</p>
農林部	農村整備課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年3月21日に納品されたシュレッダー(131,250円)の代金を出納が閉鎖される5月末日までに支払わなかった。</p> <p>6月に納入業者から支払の催促があったため、納品日を20年4月1日とした納品書及び請求書を提出させ、20年度の購入にかかる代金として6月24日に支出事務を行った。</p> <p>19年度の債務であり過年度支出として支払すべきところ、20年度の債務として支払ったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令の周知・徹底を図るとともに、納品された物品の検査確認については、物品購入に係る発注担当職員とそれ以外の職員との複数で行うことにした。</p> <p>また、毎月実施する自己検査では、自己検査確認表のチェック欄を各担当の財務事務担当者・資金前渡担当者・分任出納員・出納員の4区分とし、4人でチェックを行う体制とした。</p> <p>さらに、所属長の自己検査終了後に各グループリーダーに検査結果を周知し、各グループリーダーから全職員に検査結果について周知するようにした。</p> <p>特に年度末においては、支払漏れのないよう自己検査の最重点課題とすることにした。</p>

都市整備部	都市計画課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度に議事録作成業務請負の単価契約（執行予定額 300 千円）を締結した。契約書に「別紙仕様書に基づいて履行しなければならない」と記載されていた仕様書が作成されていなかった。</p> <p>提出すべき成果品の内容、納入期限は、契約の基本的事項であり、書面で明確にしなかったことは不適切であった。</p>	<p>平成 21 年度の議事録作成業務請負契約に当たっては、契約書に定める仕様書を作成、添付した。</p> <p>前例踏襲によることなく基本的事項の確認を怠ることのないよう職員に周知徹底し、今後、同様の誤りが生じないよう、決裁時の確認を徹底することを確認して再発防止を図った。</p>
都市整備部	市街地整備課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度の地方道路交付金（区画整理）整備事業負担金の納入について、収入済通知書で確認したにもかかわらず、債権管理簿に消滅年月日を記載していないものが 19 件あった。債権の消滅を確認したときは、債権管理簿にその旨を記載する必要がある。</p> <p>また、組合等土地区画整理事業補助金（住宅基盤）については、債権管理簿の 66 か所を修正液で訂正していた。帳簿書類の訂正は、訂正前の文字を読むことができるように行う必要がある。</p>	<p>各担当ごとに研修を実施することにより、課員全員に対して埼玉県財務規則、会計事務処理要領等財務知識の習得を図った。</p> <p>また、例月で実施している財務の自己検査を徹底し、注意事項の再発防止に努めているところである。</p>
教育局	高校教育指導課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金の未返還金（平成 21 年 3 月末 485,980 円）は、ほとんどが平成 3 年度から 5 年度に生じたもので、長期にわたり未納となっている。</p> <p>20 年度は毎月、督促状を郵送するのみであり、家庭訪問や保証人への連絡を行っていないなど、債権回収に向けた取組が十分ではなかった。</p>	<p>債権回収のため、滞納者への家庭訪問や保証人への連絡を行い、未返還金額の縮減に取り組んだ。</p> <p>その結果、平成 21 年 12 月末までに新たに 116,500 円を回収した。</p>
教育局	生涯学習文化財課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 15 年度の生涯学習ステーションのリニューアルに伴い調達されたサーバ機器（取得価格</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 備品出納簿に記載した。</p>

			<p>1 2 , 5 7 6 , 3 7 5 円) の管理について、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 備品出納簿に記載すべきところ、記載していなかった。</p> <p>2 取得価格 1 0 0 万円以上の備品であることから、重要物品等カードを作成すべきであったが作成されていなかった。</p> <p>3 2 1 年 2 月にサーバ機器を更新した際に、不用となった本件サーバ機器について、処分協議・不用決定など必要な備品処分の手続きを行わなかった。</p>	<p>2 重要物品等カードを作成した。</p> <p>3 上記 1 及び 2 の対応を図った上で、処分協議及び不用決定を行った。</p> <p>今後は埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な手続を踏んだ上で、物品の管理及び処分を行うことを徹底していくこととした。</p>
環境部	越谷環境管理事務所	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 2 0 年度に O A 機器を廃棄するに当たり委託した産業廃棄物収集運搬業務 (5 , 2 5 0 円) 及び処分業務 (1 , 0 5 0 円) について、次の点が不適切であった。</p> <p>1 当該 2 件の契約書に事務所長の記名、押印がなかった。</p> <p>2 履行確認の時点で検査調書を作成すべきところ作成していなかった。</p> <p>3 処分業務の履行確認の検査を 4 月 2 日に行った。産業廃棄物管理票 (マニフェスト) に記載された処分終了日は 4 月 3 日であり、業務の完了前に検査をしていた。</p>	<p>関係法令及び埼玉県財務規則等を再度確認したうえで、財務事務のチェックポイントをまとめた資料を作成し、職場会議の際に職員全員に周知を図るとともに、事務処理過程におけるチェックを適確に実施するよう徹底した。</p>
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 2 1 年度に事務所の車庫の大型シャッター (7 8 8 千円) 及び玄関の自動ドア (5 2 5 千円) を修繕した。これらの予定価格は 5 0 万円以上であり、</p>	<p>監査結果の詳細について、1 0 月 1 3 日に役付会議で情報の共有を図り再発防止を徹底した。</p> <p>また、適正な財務事務を執行するため、1 0 月 2 1</p>

			<p>予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。</p>	<p>日に全職員を対象として財務事務の職場研修を実施した。</p>
<p>県土整備部</p>	<p>行田県土整備事務所</p>	<p>平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)</p>	<p>平成 20 年 10 月に発注した橋りょう整備工事(昭和橋迂回路工)は、先に施工中の工事(旧橋下部撤去工)と関連するため、同一業者と随意契約をした。</p> <p>1 社のみから見積書を徴する場合は、設計金額の事前公表を行わず、事後公表するとされている。</p> <p>見積指名の通知書に設計金額を記載し、事前に公表したことは不適切であった。</p>	<p>監査結果を受け、翌週の 8 月 31 日に部長会議で再発防止の徹底を指示するとともに、適正な事務処理を職員に文書で周知した。</p> <p>今後は、再発防止策として、決裁後のシステム入力時に総務担当課長及び起案者が再チェックするよう改善した。</p>
<p>教育局</p>	<p>岩槻北陵高校</p>	<p>平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)</p>	<p>平成 20・21 年度の修繕、物品購入等の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 21 年 3 月に行った換気扇フード塗装・交換(732,900 円)では、業者からの完了通知を受けることなく 3 月 31 日に履行確認をしていた。</p> <p>4 月 1 日に提出された完了通知書には、完了年月日が記載されていなかった。</p> <p>2 21 年 5 月に教師用指導書を購入(539,070 円)した。契約金額が 50 万円以上であり、請書を徴すべきところ、徴していなかった。</p> <p>3 20 年 8 月に、雨水排水管の修繕を 2 箇所(78,750 円、33,600 円)行い、後援会会計から支出した。</p> <p>修繕すべき箇所の調査や見積合わせを怠り、それぞれ口頭で修理を依頼したため、県費を支出するために必要な書類が整わなかったことから、安易に後</p>	<p>再発防止のため下記のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業者からの完了通知に係る適切な確認を徹底することとした。 2 契約金額が 50 万円以上のものについては、請書を徴するよう徹底した。 3 修繕に当たっては必要箇所の調査や見積合わせを実施するとともに、後援会会計の負担を求めるに当たっては、適切な事務手続きを行い、安易に後援会会計の負担としないようにする。

			援会会計に負担させた。	
教育局	浦和高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 20 年度の工事請負、修繕及び業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21 年 2 月に緑化ネット設置工事請負契約 (714,000 円) を締結した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 21 年 3 月にプール棟管理室防犯ガラスの修繕 (123,774 円) をした。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴すべきところ、1 者のみであった。</p> <p>3 20 年度に夏季電力消費量調査及び冬季電力消費量調査の業務委託契約 (1,995 千円 (夏季、冬季同額)) を締結した。継続してデータを比較する必要があることを理由に前年度に調査を実施した 1 者から見積書を徴取し、随意契約としていた。しかし、仕様書で調査方法等を明示することにより、他の業者でも行える業務であったことから、競争入札とすべきであった。</p>	<p>再発防止のため下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 予定価格が 50 万円以上のものについては、予定価格調書を作成するよう徹底した。</p> <p>2 契約金額が 10 万円以上のものについては、2 者以上から見積書を徴することとした。</p> <p>3 同様の契約があった場合には、競争入札を行うよう徹底した。</p>
教育局	大宮高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 21 年 3 月 12 日に 3 者による見積合わせを行い、同日付で生物室改修工事契約 (729,750 円) を締結した。</p> <p>しかしながら、契約締結日より前の 3 月 9 日には、当該改修工事の際に排出される産業廃棄物処理の契約</p>	<p>見積合わせの確実な実施により、予算の効率的・計画的執行を図ることが職員の責務であるという意識を徹底した。再発防止のため、適正な工事期間を確保した上で計画的に改修を行い、発注時や決裁時のチェック体制を強化した。</p>

			<p>が、当該受注業者と産業廃棄物処理業者との間で締結されていた。</p> <p>加えて、当該工事の予定価格調書を作成したのは、見積合わせを行った翌日の3月13日であった。</p> <p>実態は、3者による見積合わせの前に1者との随意契約が成立しており、不適切であった。</p>	
教育局	川越総合高校	平成21年12月15日 (第2142号)	<p>平成21年3月に金属くずを産業廃棄物処理(52,500円)し、3月23日に検査をした。産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日は3月25日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令や産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を再確認するとともに、産業廃棄物処理業務の履行確認に当たっては、産業廃棄物管理票を十分確認することとした。</p>
教育局	児玉高校	平成21年12月15日 (第2142号)	<p>平成20年4月に教師用指導書を購入(546,380円)した。契約金額が50万円以上であり、請書を徴すべきところ、徴していなかった。</p>	<p>契約金額が50万円以上のものについては、請書を徴するよう徹底した。</p>
教育局	児玉白楊高校	平成21年12月15日 (第2142号)	<p>平成20年度に現金領収した野菜・花卉の販売代金について、払込みの遅延及び現金出納簿の記載誤りがあった。</p> <p>また、生産品出納簿に記載していないものがあった。</p> <p>1 払込みの遅延及び現金出納簿の記載誤り</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現金受領後の速やかな入金及び現金出納簿の適切な記載を徹底した。 2 生産品の販売後において生産品出納簿の適切な記載を徹底した。

			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現金 領収日</th> <th rowspan="2">領収 金額</th> <th rowspan="2">払込日</th> <th colspan="2">現金出納簿</th> </tr> <tr> <th>受入日</th> <th>払出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月9日(日)</td> <td>36,700円</td> <td>11月12日(水)</td> <td>11月12日(水)</td> <td>11月12日(水)</td> </tr> <tr> <td>3月7日(土)</td> <td>40,000円</td> <td>3月13日(金)</td> <td>3月13日(金)</td> <td>3月13日(金)</td> </tr> <tr> <td>3月12日(木)</td> <td>40,000円</td> <td>3月18日(水)</td> <td>3月18日(水)</td> <td>3月18日(水)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生產品出納簿の記載漏れ</p> <p>2月 6日(金) 販売ミニカトレア 10鉢</p> <p>3月 7日(土) 販売パンジー 400株</p> <p>3月12日(木) 販売パンジー 800株</p>	現金 領収日	領収 金額	払込日	現金出納簿		受入日	払出日	11月9日(日)	36,700円	11月12日(水)	11月12日(水)	11月12日(水)	3月7日(土)	40,000円	3月13日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)	3月12日(木)	40,000円	3月18日(水)	3月18日(水)	3月18日(水)	
現金 領収日	領収 金額	払込日	現金出納簿																							
			受入日	払出日																						
11月9日(日)	36,700円	11月12日(水)	11月12日(水)	11月12日(水)																						
3月7日(土)	40,000円	3月13日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)																						
3月12日(木)	40,000円	3月18日(水)	3月18日(水)	3月18日(水)																						
教育局	児玉白楊 高校	平成21年12月15日 (第2142号)	平成20年7月、重要物品であるシーケンス制御負荷装置の売払い処分を行った。しかし、埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定、売払い等、一連の事務手続きを行うことなく処分していた。	再発防止のため、物品の廃棄について職場研修を実施し、埼玉県財務規則等の遵守と適正な事務処理の執行の周知及び徹底を図ることとした。																						
教育局	鶴ヶ島清 風高校	平成21年12月15日 (第2142号)	平成21年3月に生徒用机・椅子を産業廃棄物処理(70,875円)し、3月28日に検査をした。産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日は3月30日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令や産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を再確認するとともに、産業廃棄物処理業務の履行確認に当たっては、産業廃棄物管理票を十分確認することとした。																						
教育局	所沢商業 高校	平成21年12月15日 (第2142号)	平成20年度に発注した校舎屋上手摺塗装工事請負契約(1,554千円)については、21年3月31日に工事完成通知が提出されたにもかかわらず、翌年度の4月6日に完了検査を行った。	再発防止のため、工事請負契約において完成検査や手直しに要する期間を見込んだ工期を設定するとともに、適正な工程管理の下、速やかな完了検査を行うことを徹底した。																						

			<p>適正な工程管理の下に、年度内に完了検査を行うべきであった。</p> <p>また、完成検査や手直しに要する期間を見込んだ工期を設定するべきであった。</p>	
教育局	深谷第一 高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 21 年 2 月にアームチェア (78,750 円) を、同年 3 月にソファ (75,075 円) を購入した。それぞれの価格が 10 万円以下のため、1 者から見積書を徴取し随意契約を行った。</p> <p>これら 2 点は同じ休養室に設置され、見積及び納品とも同じ業者から 1 か月以内に行われていた。</p> <p>計画的な予算執行を心がけ、一括発注により 2 者以上から見積書を徴するべきであった。</p>	再発防止のため、計画的な予算執行を心がけ、同種同時期の物品に係る発注を一括して行い、2 者以上から見積書を徴することとした。
教育局	不動岡高 校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 20 年度の監視制御装置修繕工事 (1,761,900 円) の執行に当たり、緊急に修繕を行う必要があることを理由に 1 者による随意契約とした。</p> <p>11 月 4 日の設計図書の提示から 11 月 14 日の見積書提出日まで 11 日間の見積期間を設けており、複数業者による見積合わせが可能である。</p> <p>また、見積書を徴した翌日の 11 月 15 日に予定価格調書を作成していた。</p> <p>事前に予定価格調書を作成した上で、複数業者による見積合わせをするべきであった。</p>	修繕工事の執行に当たっては、工事の緊急性、施工期間、所要額等を十分に精査し、見積合わせ (予定価格調書の作成、見積書の徴取等) については、埼玉県財務規則に則り執行することを徹底した。

教育局	松伏高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 2 0 ・ 2 1 年度の業務委託契約の履行確認について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 2 0 年度の空気環境測定業務委託(141,750 円)の検査は、契約書により業務完了報告書を受理した日から 1 0 日以内に行うこととなっている。</p> <p>8 月 3 1 日に提出された報告書の検査が 1 0 月 1 日、1 0 月 3 1 日に提出された報告書の検査が 1 2 月 1 日と、繰り返し遅延していた。</p> <p>2 2 1 年度の一般廃棄物処理業務委託(505,008 円)の 8 月分の検査は 8 月 3 1 日に行ったことになっているが、当日、検査員は夏季休暇を取得していた。</p> <p>3 2 0 年度の樹木維持管理業務委託(378,000 円)の完了通知書が 1 0 月 2 7 日に提出されたが、特段の理由もなく、検査は 1 1 月 1 4 日と遅延していた。</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 契約書に記載されている期限内に業務完了報告書の検査を行うことを徹底した。</p> <p>2 検査調書の作成に当たっては、検査実施日の確認を徹底することとした。</p> <p>3 業務委託契約の検査に当たっては、完了通知書の提出後、速やかに行うよう徹底した。</p>
-----	------	-----------------------------------	--	--

3 監査の結果に添えた意見

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 意 見	講 じ た 措 置
環境部	水環境課	平成 20 年 10 月 3 日 (第 2019 号)	<p>土壌汚染早期発見事業では、有害物質を扱う施設に対して、土壌汚染の早期発見・早期対策の観点から、県が土壌の簡易調査を行っている。</p> <p>汚染の可能性のある事業者に対して詳細調査を勧めているが、法令等に定めがない任意の取組であるため、経済的理由などにより詳細調査を実施しない事業者が多い。</p> <p>県は、事業者が行う詳細調査及び県が行う周辺環境調査等の実施基準を定め、適正に指導を行うべきである。</p>	<p>平成 21 年 12 月に「有害物質取扱事業所の土壌簡易測定結果検出(陽性)事例の対応方針」を策定した。</p> <p>ここでは、土壌の簡易調査で有害物質が検出された場合に、事業者に対する詳細調査等の早期実施、地下水等周辺環境や住民に及ぼす影響の確認及び対応方法等について、方針を定め明文化した。</p> <p>今後は、当方針に基づいて事業者に対する適切な指導を行い、土壌汚染の早期発見及び周辺環境への汚染拡大防止に努める。</p>
福祉部	障害者福祉推進課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度の障害者就労定着支援事業における支援予定者数については、障害者施設から一般就労する障害者数の目標値である 190 名(予算額 9,238 千円)とした。</p> <p>しかし、実際に定着支援を行った障害者数は、17 名(執行額約 138 千円)に留まった。</p> <p>実績が大きく下回った原因を分析し予算を効果的に執行して、就労した障害者の定着が図られるよう、努める必要がある。</p>	<p>補助制度をより使いやすいものとするため、障害者への支援時間に応じて補助単価を加算するとともに、派遣回数の上限の撤廃などの改正を行った。</p> <p>また、障害者福祉施設の会議において説明を行うなど、制度の周知に努めた。</p>